

大阪市平野区で発生した知的障害者自死事案に対する声明

令和元年（2019年）11月に大阪市平野区内で発生した知的障害者の自死事案について、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）として声明を発表いたします。

本事案は、新聞報道等によると、知的障害と精神障害がある36歳の男性が、居住する市営住宅の自治会班長になることが難しい旨を自治会役員へ申し出たところ、障害の状況や日常生活上の困りごとを書き出すよう求められたとのこと。そして、その内容を他の住民にも見せて紹介すると説明したところ、自死したとされています。これに対し、男性の両親が自治会と役員らを相手取り合計2,500万円の損害賠償請求を求める訴えを起こしました。自治会役員は争う姿勢です。

本会は、知的障害者とその家族が、障害の程度にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らせることを願い、共生社会の実現を求めています。共生社会の実現のためには、障害福祉サービスなど制度面だけでなく、社会で暮らす多くの人たちの障害のある人への意識の変革を求めていく必要があると感じております。

その意味で、本事案は本会として看過することのできないものであり、失われた命を取り戻すことができないことは言葉にならない悲しみです。

法制度の面からは、障害者差別解消法（以下「差別解消法」という。）や大阪府条例による対応が図られなかったことに大きな課題があります。

差別解消法では、障害を理由とする不当な差別的取扱い（本事案の場合には、自治会に加入させないなどの取扱い）を禁止し、障害の特性に応じた合理的配慮（本事案の場合には、知的障害や精神障害があることを踏まえた配慮）を求めています。

本会としては、自治会の方々を非難する意図はありません。仮に障害を理由として自治会への加入を拒否したのであれば明確な法律違反（不当な差別的取扱い）ですが、そうではなく、新聞報道によると班長選任に際して男性に対する対応を話し合った様子が伺えます。残念ながら、その際に知的障害への配慮（合理的配慮）が不足していたのではないのでしょうか。

さらに、社会全体の課題として考えられるのが「社会全体の不寛容」です。「自治会の班長は、誰もが等しくその任を担わなければならない」という同質圧力があり、

それを免除するには知的障害などの事情を近隣住民に示さないと許されない社会的
不寛容があったとすると、男性が、自身の尊厳が傷つけられたと感じ、それを導いた
近隣あるいは社会の不寛容に絶望し自死を選んだとはいえないでしょうか。

ただ、そうであるとしても一般的な自治会役員が知的障害の特性を理解し、必要な
配慮を専門職の支援者と同じように提供することは困難です。

そのため、差別解消法では大阪府や大阪市に対して、障害者差別が疑われる場合の
相談対応と住民への理解啓発を義務づけています。また、大阪府では平成28年（2
016年）4月に「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行
しており、条例の中には「広域支援相談員」という専門相談員を配置することが定め
られています。本事案において、大阪府や大阪市の相談対応や住民への理解啓発は届
いていたのでしょうか。検証が求められます。

お亡くなりになった男性にお悔やみを申しあげるとともに、せめて、本事案への対
応が将来に向けて前向きな変化につながることを願ってやみません。

令和2年（2020年）8月5日

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保 厚子